

(仮称)三島市文化振興基本条例案について

1 条例制定の背景と理由

国において平成 13 年に「文化芸術振興基本法」が成立し、静岡県では平成 18 年に「静岡県文化振興基本条例」が施行され、現在は「第 2 期静岡県文化振興基本計画」に基づき施策が展開されています。県内においても、平成 25 年 12 月現在 8 市で文化の振興を目的とした計画が策定されています。

本市においては、「第 4 次三島市総合計画」に基づき文化振興施策を進めてきましたが、法に定める基本理念を踏まえ、総合的、計画的に施策を推進するため、基本計画を策定することとしました。

そこで、基本計画の策定に先立ち、基本的な理念や方向性を定め効果的かつ永続的に文化を振興していくため、法的基盤として条例を整備することといたしました。

2 条例の基本的事項

第一 目的

この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、市民、文化団体、学校及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって将来にわたり継続的に市民が誇りと愛着を持って心豊かに暮らすことができる活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第二 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化とは、芸術、芸能、伝統文化及び生活文化をはじめ、文化財、景観等を包括するものをいう。
- (2) 文化活動とは、文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。
- (3) 市民とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で文化活動を行う者をいう。
- (4) 文化団体とは、文化活動を行う法人その他の団体及びその連合体をいう。
- (5) 事業者とは、事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

第三 基本理念

- 一 文化の振興に当たっては、多様な文化活動を行うことが市民の権利であることに鑑み、市民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。
- 二 文化の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化の多様性が尊重されなければならない。
- 三 文化の振興に当たっては、地域の歴史及び風土の中で育まれてきた伝統的な文化が保護され、継承されるとともに、地域の特色を生かした個性的で魅力ある新たな文化が創造されるよう配慮されなければならない。
- 四 文化の振興に当たっては、市、市民、文化団体、学校及び事業者の間の連携及び協働が図られるよう配慮されなければならない。

第四 市の責務

- 一 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化振興施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。
- 二 市は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、文化団体、学校及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 三 市は、文化振興施策を効果的に推進するため、国及び他の地方公共団体との連携を図るよう努めるものとする。

第五 市民の役割

- 一 市民は、基本理念にのっとり、自らが文化活動の担い手であることを自覚し、自主性及び創造性を発揮して文化活動を行うことにより、文化の継承、創造及び発展に積極的な役割を果たすものとする。
- 二 市民は、基本理念にのっとり、多様な文化活動を相互に理解し、尊重するとともに、協力及び支援するよう努めるものとする。

第六 文化団体の役割

文化団体は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、自主的かつ創造的な文化活動を継続して推進するとともに、地域の文化活動の活性化に努めることにより、文化の振興に積極的な役割を果たすものとする。

第七 学校の役割

学校は、基本理念にのっとり、児童、生徒、学生等（以下「児童等」という。）が文化活動を体験する機会を充実し、児童等の豊かな感性と表現力が育まれるよう努めることにより、地域の文化を振興する役割を担うものとする。

第八 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、自主的に文化活動を展開するとともに、市民の文化活動を支援する役割を担うものとする。

第九 基本計画

- 一 市は、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、三島市文化振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- 二 基本計画は、文化振興施策の大綱その他文化の振興に関し必要な事項について定めるものとする。
- 三 市は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、三島市文化振興審議会の意見を聴くものとする。
- 四 市は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 五 三及び四は、基本計画の変更について準用する。

第十 基本的施策

一 伝統文化、文化財等の保護等

市は、市民の地域への理解を深め誇りと愛着を高めるため、地域で育まれた特色ある伝統文化並びに現存する有形及び無形の文化財その他の歴史的、又は文化的な資源の保護、保存、継承、活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

二 子どもの文化活動への支援

市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育むため、子どもが優れた文化に触れる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

三 市民の鑑賞等の機会の充実

市は、市民が身近で多様な文化に親しむことができるようにするため、市民が文化を鑑賞し、創造し、又は文化活動に参加する機会の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

四 情報の収集及び発信

市は、文化を通じた市内外の交流を促進するため、文化に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

五 人材の発掘及び育成

市は、将来にわたり市民の文化活動を促進するため、文化に関する専門的な知識及び技能を有する者の発掘及び育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

六 地域産業等との連携及び協働

市は、豊かな市民生活を実現するため、文化活動と地域産業や教育、医療、福祉等とが相互に影響し合い、地域活性化が図られるよう関係機関、又は団体等との連携及び協働その他の必要な施策を講ずるものとする。

七 財政上の措置

市は、文化振興施策の実施のため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第十一 文化振興審議会

一 文化の振興に関し審議するため、三島市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

二 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、意見を述べる。

(2) 教育委員会の諮問に応じ、文化の振興に関する基本的事項について調査審議する。

三 審議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、学識経験を有する者、文化団体及び事業者を代表する者、市内に住所を有する者並びに関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

四 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

五 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

六 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

七 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第十二 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第十三 施行期日等

この条例は、公布の日から施行する。